特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
26	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宇土市長

公表日
令和5年12月7日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村長に対し、その情報を通知する。 1　申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 2　申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 3　申告特例を求めた者の住所地の市区町村長に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	ふるさと納税ワンストップ管理システム motiONE、公的個人認証IAM

2. 特定個人情報ファイル名
ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第一第16の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条 3　地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条第5項、第12項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経済部商工観光課
②所属長の役職名	商工観光課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市経済部商工観光課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話 0964-22-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市経済部商工観光課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話 0964-22-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月23日	Ⅰ5①･② 評価実施機関における対象部署	企画部まちづくり推進課 まちづくり推進課長	経済部商工観光課 商工観光課長	事後	変更は、所管課の変更に関するもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年10月23日	Ⅰ7 請求先	宇土市企画部まちづくり推進課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話 0964-22-1111	宇土市経済部商工観光課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話 0964-22-1111	事後	変更は、所管課の変更に関するもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年10月23日	Ⅰ8 連絡先	宇土市企画部まちづくり推進課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話 0964-22-1111	宇土市経済部商工観光課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話 0964-22-1111	事後	変更は、所管課の変更に関するもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年10月23日	Ⅱ.1 （いつ時点の計数か）	令和4年3月31日時点	令和5年10月23日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため
令和5年10月23日	Ⅱ.2 （いつ時点の計数か）	令和4年9月2日時点	令和5年10月23日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため